

建設業における4週6休制の先行的実施に向けて（要望：民間需要者団体、設計者団体）

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっています。こうした観点から、国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として、今後、21世紀に向けてその果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれるところであり、労働力人口の減少が予測される中、建設従事者の雇用・労働条件の改善を図り、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠となっています。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで、労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設従事者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取組みが求められています。

このような観点から、建設生産システム合理化推進協議会は、別紙のとおり平成4年4月から総合工事業者、専門工事業者が足並みを揃え、4週6休制を実施すべく申し合わせを行ったところであります。

しかしながら、単品受注生産、屋外生産等の建設業の生産特性に鑑み、上記申し合わせの円滑な推進のためには発注者、設計者のご理解、ご協力を是非ともお願い致したいと考えますので、本申し合わせの趣旨にご理解をいただき、下記の事項について特段のご高配を賜われますよう要望いたします。

#### 記

1. 工事の発注にあたっては、週休日（全日曜日並びに各月の第2及び第4土曜日。業界における週休日が設定された積雪寒冷地域及び風浪地域にあつては、当該週休日。）の工事実施の指示を極力避けるとともに、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候等による不稼働日等を充分考慮し、週休日を前提として施工可能な工期及び請負金額が確保されるようご配慮願いたい。
2. 適正な工期の設定を図るため、工事の発注にあたっては、用地関係、公害関係等、工事の施工にあたって制約となる施工条件の設計図書における明示の徹底にご配慮願いたい。
3. 悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、請負者において、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、工期等について適切な契約変更が行われるようご配慮願いたい。